

# 低公害車導入促進事業助成金交付要綱

公益社団法人熊本県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人熊本県トラック協会（以下「熊ト協」）が、貨物自動車運送事業の用に供する低公害車の普及を促進するための、会員事業者（以下「事業者」）の行う低公害車導入に対する助成金（以下「助成金」）の交付事業に関して、必要な事項を定め、適正且つ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「低公害車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車（以下「検査済自動車」という。）であって、以下に該当する自動車をいう。

① 車両総重量2.5トン超の天然ガス自動車(使用過程車にあるディーゼル車からの改造を含む)、ハイブリッド自動車、電気自動車をいう。

(2) 「事業者」とは、熊ト協の会員であって、低公害車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

## (助成要件)

第3条 事業者が低公害車を導入し、その使用の本拠を熊本県内に置くこと。

## (助成金の交付)

第4条 熊ト協は、事業者から低公害車導入の申請があった場合、「リース導入」又は「購入導入」に要する費用の一部を予算の範囲内で助成する。

2 熊ト協は、前項の申請に対して、全ト協の「低公害車導入促進助成金交付要綱」の定めるところにより取り扱う。

3 助成の内容等については別に定める「実施細目」に示すとおりとする。

## (助成金の交付額)

第5条 前条の助成金の交付額は、別表に示すとおりとする。ただし、国又は地方公共団体等（新エネルギー・産業技術総合開発機構を除く。）による助成措置があるときは、助成額を変えることができる。

2 消費税は、事業者がその全額を負担する。

## (車両の登録)

第6条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月15日までに登録を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。（使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く）

## (交付申請・実績報告)

第7条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、原則として車両登録（新規登録）後2ヶ月以内もしくは、当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、様式3「低公害車導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」に必要事項を記入の上、請求書及び領収書等

の写し（リースの場合は、リース契約書の写し）を添え、熊ト協に提出しなければならない。

なお、全ト協との協調助成となる天然ガス自動車及びハイブリッド自動車等（割賦導入は対象外）については、車両の登録時期に係わらず車両登録前に様式1の「低公害車導入促進助成金交付事前申請書」及び5枚複写式の全ト協様式に必要な事項を記入の上、見積書並びに注文書を添え、当該年度の12月末日までに熊ト協に提出しなければならない。

#### (交付決定)

第8条 熊ト協は、前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式2の「低公害車導入助成金交付決定通知書」により申請事業者に通知する。

2 熊ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

#### (助成金の交付)

第9条 熊ト協は、第7条の低公害車導入促進助成金に係る実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該車両がリースによる導入の場合は、事業者のリース契約先に対して、購入による導入の場合は助成対象事業者に対して、それぞれ助成金を交付する。

#### (申請内容の変更)

第10条 助成対象事業者は申請後に代表者、事業所の所在地、または内容等に変更のあるときは、直ちに熊ト協会長宛てに当該変更内容を様式4による低公害車導入促進助成金交付申請変更届出書により提出しなければならない。

#### (申請の取下げ)

第11条 事業者は、交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式5による低公害車導入促進助成金交付申請取下届出書を熊ト協に提出し、助成金の返還、精算手続き等、その指示を受けなければならない。

#### (導入車両の処分の制限)

第12条 助成対象事業者は、助成金の交付を受けて導入した車両を一定期間、次に掲げる処分等を行ってはならない。

- (1) 使用中止
- (2) 譲渡
- (3) 交換
- (4) 貸付（リースによる導入の場合は、再貸付）
- (5) 熊本県外への使用本拠の移動
- (6) リース契約の解除（リースによる導入の場合）

但し、やむを得ない理由により、あらかじめ熊ト協会長の承認を受けた場合はこの限りではない。

2 前項の期間は、助成金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、熊ト協が別に定める期間とする。（通常4年間）

#### (交付決定の取消しと助成金の返還)

第13条 助成対象事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車を管理しなければならない。

2 助成対象事業者もしくは交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当する

ときは、熊ト協は助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 法定耐用年数以内に事故もしくは火災等により車両が使用できなくなったとき。

(3) 交付の対象となった車両を他の用途に使用したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る部分の助成金が、既に事業者へ交付されているときは、熊ト協は、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

4 前項の返還を求められた事業者は、返還期限までに助成金を返還しなければならない。

5 リース助成金を受けている事業者が当該助成金を交付している地方ト協を脱退したときは、脱退した日の翌日から全ト協の助成金を交付しない。

(報告)

第14条 熊ト協が助成対象事業者に対し、低公害車の導入、維持・管理等の状況について報告を求めたときは、助成対象事業者は熊ト協に対して、速やかにこれを報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、熊ト協が別にこれを定める。

附 則

第1条 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

平成13年11月26日制定

平成14年5月9日一部改正

平成15年3月28日一部改正

平成15年10月23日一部改正

平成16年3月26日一部改正

平成16年7月2日一部改正

平成17年3月29日一部改正

平成18年3月28日一部改正

平成19年3月29日一部改正

平成24年3月27日一部改正

平成25年3月22日一部改正

平成26年3月19日一部改正

平成27年3月20日一部改正

平成31年3月20日一部改正